市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
あ	芦生田	農業振興地域内の農用地区域								
		1　国道１４４号線沿			純 2.8	純 8.7				
		2　上記以外の地域			純 2.6	純 8.5				
		上記以外の地域								
		1　奥間								
		（1）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２７２円以上のものについてはその評価額を２７２円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		（2）上記以外の地域	30	1.1	純 4.0	純 8.9	純 6.0	純 5.5		
		2　上記以外の地域								
		（1）国道１４４号線沿	30	1.1	中 3.8	中 13	中 7.7	中 7.7		
		（2）上記以外の地域	30	1.1	純 2.7	純 8.9	純 6.0	純 5.5		
い	今井	農業振興地域内の農用地区域								
		1　国道１４４号線沿			純 3.3	純 7.1				
		2　上記以外の地域			純 3.2	純 7.0				
		上記以外の地域								
		1　国道１４４号線沿	30	1.1	中 4.5	中 9.0	中 6.3	中 5.1		
		2　上記以外の地域	30	1.1	純 3.4	純 7.1	純 4.9	純 3.8		
お	大笹	農業振興地域内の農用地区域								
		1　国道１４４号線沿			純 6.9	純 9.1				
		2　上記以外の地域			純 5.4	純 8.1				
		上記以外の地域								
		1　三本松、大原、南木尻								
		（1）ニイガタサンハウス分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２１６円以上のものについてはその評価額を２１６円とみなして右の倍率を適用する	40	6.2	—	—	中 6.2	中 6.2		

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
お	大笹	。）								
		（２）寿産業分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３０８円以上のものについてはその評価額を３０８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1		
		（３）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２５８円以上のものについてはその評価額を２５８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 6.7	純 9.1	純 9.3	純 9.3		
		２　上記以外の地域								
		（１）国道１４４号線沿	30	1.1	中 8.4	中 13	中 11	中 11		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 5.4	純 8.6	純 6.3	純 6.3		
	大前	農業振興地域内の農用地区域								
		１　国道１４４号線沿			純 6.7	純 14				
		２　上記以外の地域			純 3.9	純 7.7				
		上記以外の地域								
		１　細原								
		（１）大蔵屋開発分譲地（プリンスランド）								
		イ　７次地区（県道大笹・北軽井沢線より南側の地域）								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり６７１円以上のものについてはその評価額を６７１円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.9	—	—	中 6.9	中 6.9		

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
お	大前	ロ　１次地区（星の街）、２次地区（虹の街）及び３次地区（森の街）のうち浅間大通り沿（プレイランド入口からロータリーまでの区間）を除く地域、４次地区（花の街）、５次地区（鳥の街）、６次地区（空の街）のうち空の街坂上から高羽根沢通り上流の地域、８次地区（月の街）								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり４０５円以上のものについてはその評価額を４０５円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.3	—	—	中 7.3	中 7.3		
		ハ　６次地区（空の街）のうち空の街坂上から高羽根沢通り下流の地域								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３２９円以上のものについてはその評価額を３２９円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.4	—	—	中 7.4	中 7.4		
		ニ　上記以外の地域								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり５５５円以上のものについてはその評価額を５５５円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.2	—	—	中 7.2	中 7.2		
		（２）寿産業分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３０８円以上のものについてはその評価額を３０８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		（３）上記以外の地域								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
お	大前	イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２３７円以上のものについてはその評価額を２３７円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.6	－	－	中 6.6	中 6.6		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 8.4	純 13	純 9.3	純 9.3		
		２　上記以外の地域								
		（１）国道１４４号線沿	30	1.1	中 8.4	中 19	中 11	中 11		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 4.1	純 7.8	純 5.4	純 5.4		
か	門貝	万座温泉	40	1.1	純 5.0	純 8.9	純 5.1	純 5.7		
		上記以外の地域	30	1.1	純 6.1	純 9.3	純 5.1	純 6.3		
	鎌原	農業振興地域内の農用地区域								
		１　国道１４４号線沿、浅間・白根火山ルート（有料道路）沿			純 6.0	純 8.9				
		２　上記以外の地域			純 4.6	純 8.8				
		上記以外の地域								
		１　大カイシコ								
		（１）三井不動産、第一観光開発分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３７５円以上のものについてはその評価額を３７５円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.2	－	－	中 7.2	中 7.2		
		（２）紀州鉄道分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３７３円以上のものについてはその評価額を３７３円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.3	－	－	中 7.3	中 7.3		
		（３）日本興業管理地区								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３０４円以上のものについてはその評価額を３０４円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.9	—	—	中 7.9	中 7.9		
		（４）王領地地区								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３６０円以上のものについてはその評価額を３６０円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		（５）雪見地区								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２６８円以上のものについてはその評価額を２６８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.9	—	—	中 7.9	中 7.9		
		（６）あやめヶ原地区								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２９７円以上のものについてはその評価額を２９７円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.7	—	—	中 7.7	中 7.7		
		（７）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２８８円以上のものについてはその評価額を２８８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.6	—	—	中 7.6	中 7.6		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 6.3	純 5.0		
		２　横築地								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	（1）１４３９番地のうちの次の枝番地 １、１０６、１９８～２０６、 ２０９～２１６、２１９～２２６、 ２３０～２３５、２４３、２５０～ ２５２、２７２、２７６、２７７、 ２８１、２９９～３０１、３１０、 ３１４、３１７、３３６、３３７、 ３３９、３４０、３４２～３５１、 ３５８、３６０～３７１、４１４、 ４２５								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２９７円以上のものについてはその評価額を２９７円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		（2）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２６８円以上のものについてはその評価額を２６８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.2	—	—	中 6.2	中 6.2		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 6.3	純 4.9		
		3　鬼の泉水								
		（1）東武百貨店分譲地、 軽井沢高原ビレッジ分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり６５１円以上のものについてはその評価額を６５１円とみなして右の倍率を適用する。）	40	3.7	—	—	中 3.7	中 3.7		
		（2）クレソンタウン								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２６８円以上のものについてはその評価額を２６８円とみなして右の倍率を適用する	40	5.9	—	—	中 5.9	中 5.9		

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	。） （３）日本興業管理地区 イ　県道大笹・北軽井沢線より南側の地域 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３０４円以上のものについてはその評価額を３０４円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		
		ロ　上記以外の地域 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２７１円以上のものについてはその評価額を２７１円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1		
		（４）上記以外の地域 イ　県道大笹・北軽井沢線より南側の地域、日本興行管理地区北側の１０５３番地 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２５２円以上のものについてはその評価額を２５２円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.7	—	—	中 5.7	中 5.7		
		ロ　上記以外の地域 （イ）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２７７円以上のものについてはその評価額を２７７円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.2	—	—	中 6.2	中 6.2		
		（ロ）上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 6.3	純 4.9		
		４　藤原								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	（1）浅間ハイランド								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３５２円以上のものについてはその評価額を３５２円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	－	－	中 7.1	中 7.1		
		（2）パークヒル浅間地区								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２７６円以上のものについてはその評価額を２７６円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.9	－	－	中 6.9	中 6.9		
		（3）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２２２円以上のものについてはその評価額を２２２円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	－	－	中 6.5	中 6.5		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 6.3	純 4.9		
		5　湯本								
		（1）浅間・白根火山ルート（有料道路）より東側の地域								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２９１円以上のものについてはその評価額を２９１円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	－	－	中 7.0	中 7.0		
		（2）日廣商事、日本興業、ニイガタサンハウス分譲地								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり４４７円以上のものについてはその評価額を４４７円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1		
		（３）浅間ハイランド								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３５２円以上のものについてはその評価額を３５２円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.5	—	—	中 7.5	中 7.5		
		（４）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり１９９円以上のものについてはその評価額を１９９円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 6.3	純 4.9		
		６　立野								
		（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２６０円以上のものについてはその評価額を２６０円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 7.7	純 4.9		
		７　城山、上ノ原								
		（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２６９円以上のものについてはその評価額を２６９円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 11	純 7.7	純 4.9		
		８　群馬坂								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	（１）寿産業分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２６６円以上のものについてはその評価額を２６６円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		（２）大正観光分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり１７３円以上のものについてはその評価額を１７３円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.6	—	—	中 5.6	中 5.6		
		（３）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり１３９円以上のものについてはその評価額を１３９円とみなして右の倍率を適用する。）	40	4.4	—	—	中 4.4	中 4.4		
		ロ　上記以外の地域	30	1.2	純 8.3	純 13	純 7.7	純 4.9		
		９　柏木塚								
		（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり１８４円以上のものについてはその評価額を１８４円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.6	—	—	中 5.6	中 5.6		
		（２）上記以外の地域	30	1.2	純 8.3	純 13	純 7.7	純 4.9		
		１０　板橋原								
		（１）西武不動産の管理している地域								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２５６円以上のものについてはその評価額を２５６円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	。） （２）紀州鉄道分譲地 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２６９円以上のものについてはその評価額を２６９円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		（３）上記以外の地域 イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２１２円以上のものについてはその評価額を２１２円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.0	—	—	中 6.0	中 6.0		
		ロ　上記以外の地域	30	1.2	純 8.3	純 13	純 7.7	純 4.9		
		１１　向林、向原 （１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２６０円以上のものについてはその評価額を２６０円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 7.1	純 4.3		
		１２　大畑 （１）大蔵屋開発分譲地（プリンスランド） 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３６６円以上のものについてはその評価額を３６６円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1		
		（２）大畑緑ヶ丘地区（青葉湖より北側及び西側の地域）								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２８２円以上のものについてはその評価額を２８２円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		（３）嬬恋の森								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３３４円以上のものについてはその評価額を３３４円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.2	—	—	中 7.2	中 7.2		
		（４）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２５９円以上のものについてはその評価額を２５９円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 6.3	純 4.9		
		１３　当籠								
		（１）四季リフレス分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２５６円以上のものについてはその評価額を２５６円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		（２）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり１４２円以上のものについてはその評価額を１４２円とみなして右の倍率を適用する。）	40	3.7	—	—	中 3.7	中 3.7		

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 7.7	純 4.9		
		１４　四良戸沢								
		（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２５６円以上のものについてはその評価額を２５６円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.8	－	－	中 6.8	中 6.8		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 7.7	純 4.9		
		１５　笹塚								
		（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２７２円以上のものについてはその評価額を２７２円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.3	－	－	中 6.3	中 6.3		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 7.7	純 4.9		
		１６　中原								
		（１）三洋開発分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２６３円以上のものについてはその評価額を２６３円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.7	－	－	中 6.7	中 6.7		
		（２）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２５６円以上のものについてはその評価額を２５６円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.8	－	－	中 6.8	中 6.8		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 7.7	純 4.9		
		１７　柏木原、中後原								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３１９円以上のものについてはその評価額を３１９円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.1	－	－	中 6.1	中 6.1		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 7.7	純 4.9		
		１８　広川原								
		（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり１３３円以上のものについてはその評価額を１３３円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.1	－	－	中 5.1	中 5.1		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 8.3	純 13	純 7.7	純 4.9		
		１９　上記以外の地域								
		（１）浅間・白根火山ルート（有料道路）沿	30	1.1	中 8.3	中 14	中 9.6	中 7.7		
		（２）国道１４４号線沿	30	1.1	中 7.3	中 13	中 9.6	中 7.7		
		（３）上記以外の地域	30	1.1	純 4.8	純 8.9	純 5.6	純 3.8		
さ	西窪	農業振興地域内の農用地区域								
		１　国道１４４号線沿			純 3.7	純 7.4				
		２　上記以外の地域			純 3.5	純 7.0				
		上記以外の地域								
		１　国道１４４号線沿	30	1.1	中 5.0	中 11	中 7.7	中 7.7		
		２　上記以外の地域	30	1.1	純 3.7	純 7.2	純 5.5	純 5.0		
た	田代	農業振興地域内の農用地区域								
		１　国道１４４号線沿、主要地方道東御・嬬恋線沿、村道田代中央線沿			－	純 9.1				
		２　上記以外の地域			－	純 8.6				
		上記以外の地域								
		１　吾妻山								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
た	田代	（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２５５円以上のものについてはその評価額を２５５円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		
		（２）上記以外の地域								
		イ　主要地方道東御・嬬恋線沿	40	1.1	—	中 14	中 6.1	中 5.5		
		ロ　国道１４４号線沿、村道田代中央線沿	30	1.1	—	中 14	中 9.3	中 9.3		
		ハ　上記以外の地域	30	1.1	—	純 8.6	純 6.1	純 5.3		
		２　上記以外の地域								
		（１）主要地方道東御・嬬恋線沿	40	1.1	—	中 14	中 6.1	中 5.5		
		（２）国道１４４号線沿、村道田代中央線沿	30	1.1	—	中 14	中 9.3	中 9.3		
		（３）上記以外の地域	30	1.1	—	純 8.6	純 6.1	純 5.3		
ふ	袋倉	全域	30	1.1	純 2.9	純 8.9	純 5.0	純 4.4		
ほ	干俣	万座温泉	40	1.1	純 5.0	純 8.9	純 4.9	純 5.5		
		上記以外の地域	30	1.1	純 4.8	純 8.8	純 4.6	純 4.6		
み	三原	農業振興地域内の農用地区域								
		１　国道１４４号線沿、村道三原中央線沿			純 4.5	純 12				
		２　上記以外の地域			純 4.1	純 9.3				
		上記以外の地域								
		１　国道１４４号線沿、村道三原中央線沿	30	1.1	中 6.0	中 16	中 11	中 11		
		２　上記以外の地域	30	1.1	純 4.4	純 11	純 4.9	純 4.9		